

経理の窓



平成18年11月1日号

あたたかい鍋物やうどんがうれしい季節になりました。
静かな夜には、何か、趣味や読書を始めたくなります。

今月の税務

法人 : 9月決算法人の確定申告と納付
個人 : 所得税の第2期分の納付
個人事業税の第2期分の納付

年末調整について

今年もあと2ヶ月になりました。まもなく年末調整、確定申告の時期になります。

(昨年度と比べて変更になっていること)

定率減税額が、所得税の10%(最高12万5千円)に引き下げられていますので、平成18年度の年末調整では、適用もれがないようご注意ください。

また、昨年に引き続き、給与所得者が年末調整で、国民年金保険料等の社会保険料控除の適用を受ける場合には、「国民年金保険料等の支払をした旨を証する書類」の添付又は提示の必要があります。また、年末調整において、社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等の金額がある場合には、源泉徴収票に「国民年金保険料等の金額」を記載します。

平成19年1月1日以降支払う給料から徴収する源泉所得税の額が変更になります。平成19年度から定率減税が廃止されるのと、所得税の税率が変更になるためです。源泉徴収税額表は、税務署から、平成19年1月以降分が郵送されてきますので、そちらで確認してください。

(年末調整に必要な書類)

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 生命保険料控除証明、損害保険料控除証明など
- 国民年金保険料等の証明書類
- 小規模企業共済等掛金の証明書類

(住宅借入金等特別控除を受ける場合)

- 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

※住宅借入金等特別控除を受ける最初の年分は、確定申告により控除を受けます。

個人の事業税について

課税団体は、事業を行う個人の事務所または事業所所在の道府県です。

納税義務者は、第一種事業、第二種事業及び第三種事業を行う個人で、地方税法及び地方税法施行令に具体的に列挙されている業種に限られています。その事業以外の事業については、課税されません。

個人の事業の所得について課税されます。

所得の計算には、所得税の計算と相違する事項があります。主な相違事項は、

- ①土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例（措置法28条の4）の不適用
- ②社会保険診療報酬等に係る所得の課税除外
- ③事業専従者給与等の必要経費算入

青色事業専従者控除と白色事業専従者控除があります。

所得の計算上控除されるものに損失控除と事業主控除があります。

事業主控除は、年290万円を所得から控除します。

年の途中で事業を開始したり、廃止した場合は、

$290 \text{万円} \times \text{事業を行った月数} \div 12$ で計算します。1月未満の端数は、1月とします。

申告は、所得税の確定申告を提出すると、個人事業税の申告をしたものとみなされます。

納期は、8月及び11月中の条例で定められた日になります。但し、税額が道府県の条例で定める一定金額以下の場合には、いずれか一の納期に徴収されます。税額が計算された納付書が送付されます。年の途中で事業を廃止した場合は原則として廃止の直後になります。

標準税率は、以下の通りですが、道府県は、それぞれの標準税率の1.1倍までの税率を課すことができます。

第一種事業 所得の100分の5

第二種事業 100分の4

第三種事業 100分の5

第三種事業のうち医業類似事業及び装飾師業 100分の3

(1)第一種事業 37事業定められています。物品販売業、貸付業、製造業、請負業、飲食店業、運送業、駐車場業、問屋業、旅館業、広告業など

(2)第二種事業 畜産業、水産業、薪炭製造業

(3)第三種事業 31事業定められています。医業、弁護士業、税理士業、理容業、美容業、クリーニング業など

有限会社 たべい

電話043-422-5836 FAX043-422-5844

